別表第五第三十三号中「同法第十七条の二第一項の届出又は」を削り、「登録」の下に「、同法第二十四条の七第一項の許可、同条第二項の更新、同法第二十四条の八第一項の許可、同条第三項（同法第二十四条の十六第三項において準用する場合を含む。）の届出、同法第二十四条の十五第一項の許可、同条第二項の更新又は同法第二十四条の十六第一項の許可」を加える。

（ダイオキシン類対策特別措置法の一部改正）

第十一条　ダイオキシン類対策特別措置法（平成十一年法律第百五号）の一部を次のように改正する。

第二十四条第二項中「第六条の二第三項」を「第六条の二第四項」に改める。

（太陽電池廃棄物の再資源化等の推進に関する法律の一部改正）

第十二条　太陽電池廃棄物の再資源化等の推進に関する法律（令和八年法律第三十三号）の一部を次のように改正する。

第十四条第五項及び第六項中「第六条の二第六項」を「第六条の二第八項」に改める。

内閣総理大臣　高市　早苗
総務大臣　林　芳正
経済産業大臣　赤澤　亮正
国土交通大臣　金子　恭之
環境大臣　石原　宏高

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法及び中間貯蔵・環境安全事業株式会社法の一部を改正する法律をここに公布する。

御名御璽

国事行為臨時代行名

令和八年六月十九日

内閣総理大臣　高市　早苗

法律第四十四号

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法及び中間貯蔵・環境安全事業株式会社法の一部を改正する法律

（ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法の一部改正）

第一条　ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成十三年法律第六十五号）の一部を次のように改正する。

目次中「第七条」を「第六条」に、「第二章　ポリ塩化ビフェニル廃棄物の規制等（第八条―第十七条）」を「第二章　ポリ塩化ビフェニル廃棄物の規制等（第八条―第十一条）」に、「第三章　雑則（第十八条―第二十二条）」を「第三章　雑則（第十二条―第十六条）」に、「第四章　罰則（第二十三条―第二十六条）」を「第四章　罰則（第十七条―第二十条）」に改める。

第二章第一節の節名を削る。

第七条を第六条とし、同条の次に次の節名を加える。

第二節　低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の確実かつ適正な処理

第七条の次に次の節名を加える。

第三節　高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の確実かつ適正な処理

第八条から第十七条までを削る。

第三章を第四章とし、第二章の次に次の章名を加える。

第三章　雑則（第十八条―第二十二条）

第十八条を第十二条とし、第十九条から第二十二条までを四条ずつ繰り上げる。

第二十三条から第二十六条までを削る。

第四章を第五章とし、第三章の次に次の章名を加える。

第四章　罰則（第十三条―第十六条）

第二十七条を第十七条とし、第二十八条から第三十一条までを削る。

第三十二条を第十八条とし、第三十三条から第三十六条までを削る。

第三十七条を第十九条とし、第三十八条から第四十一条までを削る。

第四十二条を第二十条とし、第四十三条から第四十四条までを削る。

第二章第一節の節名を削る。

第二条第一項中「並びに我が国においてポリ塩化ビフェニル廃棄物が長期にわたり処分されていない状況にあることにかんがみ」を「に鑑み」に改め、「速やかに」を削る。

第二条第一項を次のように改める。

この法律において「ポリ塩化ビフェニル廃棄物」とは、次に掲げるものをいう。ただし、第三号及び第四号に掲げるものにあっては、環境に影響を及ぼすおそれの少ないものとして政令で定めるものを除く。

一　ポリ塩化ビフェニル原液（試験研究のために使用されるポリ塩化ビフェニル原液（以下この条において「試験研究用ポリ塩化ビフェニル原液」という。）を除く。）

二　試験研究用ポリ塩化ビフェニル原液が廃棄物（廃棄物処理法第二条第一項に規定する廃棄物をいう。以下同じ。）となったもの

三　ポリ塩化ビフェニルを含む油が廃棄物となったもの

四　ポリ塩化ビフェニルが塗布され、染み込み、付着し、又は封入された物が廃棄物となったもの

第二条第二項中「廃棄物を」を「ものを」に改め、同項第一号中「が廃棄物となったもの」を「（試験研究用ポリ塩化ビフェニル原液を除く。）」に改め、同条第五項を削り、同条第四項中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を第二号とし、同項を同条第五項とし、同条第三項を次のように改める。

3　この法律において「ポリ塩化ビフェニル使用製品」とは、次に掲げる製品をいう。ただし、第二号及び第三号に掲げる製品にあっては、環境に影響を及ぼすおそれの少ないものとして政令で定めるものを除く。

一　試験研究用ポリ塩化ビフェニル原液

二　ポリ塩化ビフェニルを含む油

三　ポリ塩化ビフェニルが塗布され、染み込み、付着し、又は封入された製品

第二条第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　この法律において「低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物」とは、ポリ塩化ビフェニル廃棄物のうち、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物以外のものをいう。

第二条第六項を次のように改める。

6　この法律において「低濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品」とは、ポリ塩化ビフェニル使用製品のうち、高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品以外のものをいう。

第三条第一項及び第二項を削り、同条第三項中「保管事業者及び所有事業者」を「事業者は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管する場合に」に改め、同項を同条とする。

第五条第三項中「保管事業者、所有事業者」を「事業者」に改める。

第六条第二項第五号中「保管事業者としてそのポリ塩化ビフェニル廃棄物」を「低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管する事業者としてその低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物」に改める。

第七条を削る。

第三十六条を第四十四条とする。

第三十五条中「者は」を「場合には、当該違反行為をした者は」に改め、同条第三号中「第二十五条第一項」を「第三十三条第一項又は第三項から第六項まで」に、「者」を「とき。」に改め、同号を同条第四号とし、同条第二号中「第二十四条」を「第三十二条」に、「者」を「とき。」に改め、同号を同条第三号とし、同条第一号中「第十六条第二項（第十九条において読み替えて準用する場合を含む。）」を「第十七条第二項（第二十一条において準用する場合を含む。）又は第二十七条第二項」に、「者」を「とき。」に改め、同号を同条第二号とし、同条に第一号として次の一号を加える。

一　第八条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

第三十五条に次の一号を加える。

五　第三十三条第二項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避したとき。

第三十五条を第四十三条とする。

第三十四条中「次の各号のいずれかに該当する者」を「第十二条第一項、第二項（同条第五項において読み替えて準用する場合を含む。）、第四項若しくは第六項（第十九条第六項において読み替えて準用する場合を含む。）、第十九条第一項、第二項（同条第五項において読み替えて準用する場合を含む。）若しくは第四項又は第二十二条第一項、第二項（同条第五項において読み替えて準用する場合を含む。）、第四項若しくは第六項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたときは、当該違反行為をした者」に改め、同条各号を削り、同条を第四十二条とする。